

経済安全保障推進法の基幹インフラ制度の円滑な運用等に係る
関係府省庁会議の開催について

令和5年7月24日
関係府省庁申合せ

1 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第3章に規定する制度（以下「基幹インフラ制度」という。）を円滑に運用するため、経済安全保障推進法の基幹インフラ制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

副議長 内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣サイバーセキュリティセンター）
金融庁総合政策局長
総務省国際戦略局長
外務省総合外交政策局長
農林水産省経営局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
経済産業省資源エネルギー庁次長
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

3 関係府省庁の機動的な連携を図るため、経済安全保障推進法の基幹インフラ制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成等については会議において決定する。

4 会議の庶務は、内閣府において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

6 会議、会議の記録及び会議で配布された資料については、原則として非公開とする。